

とちぎの元気な森づくり里山林整備事業

里山林は、薪炭材の伐採等により、人間が利用してきた森林ですが、昭和 30 年代の燃料革命や化学肥料の普及で放置されて荒廃しました。

そこで、平成 20(2008)年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用した「とちぎの元気な森づくり里山林整備事業」により、森づくり活動団体が取り組む里山林の整備・管理を支援しています。

第 1 期：H20(2008)～H29(2017) 第 2 期：H30(2018)～R9(2027)



1 里山林 整備事業

事業内容	交付率・交付額 (上限)	対象経費	事業要件
地域で育み未来につなぐ里山林整備 地域提案による整備 継続して管理・活用	100 万円/ha・5 年間	森林整備に必要な経費 賃金 報償費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料・賃借料	整備後も継続的に管理 「維持管理方針」の策定 土地の転用等を行わない旨の 協定(10 年間) を土地所有者・市町村・活動団体が締結
通学路等の安全・安心のための里山林整備 通学路や当該道路等から片側 50m以内の見通しの悪い箇所	1 年目 25 万円 /ha・年 2～5 年目 5 万円/ha・年	* 夏期等の作業における、作業者の安全確保のための、水分・塩分補給は消耗品費として支出可。 弁当等は不可。	* 協定期間内の土地の転用（再造林を除く）は補助金返還が必要
野生獣被害軽減のための里山林整備 田畑等の隣接地	1 年目 26 万円/ha・年 2～5 年目 5 万円/ha・年		

2 里山林 管理事業

事業内容	交付率・交付額 (上限)	対象経費	事業要件
里山林整備事業の後の管理 第 1 期事業 再支援 第 1 期事業 再々支援 第 2 期整備事業 再支援	5 万円/ha・年	森林整備に必要な経費 賃金 報償費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料・賃借料 * 飲食物は上記と同じ	「維持管理方針」を策定 里山林整備事業の協定期間の延長 * 協定期間内の土地の転用（再造林を除く）は補助金返還が必要です。

【対象者】 森づくり活動団体

【具体的な取組内容】

(1) 森林の整備のための経費

ア 地域で育み未来につなぐ里山林整備事業

除間伐、不要木の伐採、藪の刈り払い、樹木の植栽、歩道整備、案内標識の整備等

イ 通学路や住宅地周辺の安全・安心を確保するための里山林整備事業

除間伐、不要木の伐採、藪の刈り払い等

ウ 野生獣被害軽減のための里山林整備事業

除間伐、不要木の伐採、藪の刈り払い等

(2) 森林の機能向上のための経費

森林の整備のための経費以外で里山林整備を進める上で必要な経費

調査測量費、伐採木の処分費、森林の利活用に資する経費等

【注意点】

- ・補助金の交付申請をして、県の交付決定があった後の支出が事業対象になります。
- ・経費の支出や事業費の振込みを記録するために活動団体の通帳が必要です。(区分経理)
- ・事業を実施したい場合は前年度の8月頃までに市町へ要望してください。
- ・関係資料は10年間保存

【簡易なナラ枯れ対策手法】

キンチョールEという殺虫剤を、カシノナガキクイムシが立木に穿入した直後（2週間以内）に使用すると、立ち枯れを防ぐ効果があるという知見があります。

里山林を保全するために、当事業で購入することが可能です。

【県ホームページ】

詳細は「とちぎの元気な森づくり」、「里山林」で検索してください。

地域で里山林を保全する体制づくりに活用してください。

事業の要望がありましたら、各市町の森林関係課まで御相談をお願いします。